

第十條の次に次の一条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十條の二 信用基金の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第十四條第一項中「第二号」を「第六号」に改める。

第二十條の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第二十條の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、次に掲げる権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

一 信用基金に対する通則法第六十四條第一項の規定による立入検査の権限

二 内閣総理大臣は、前項の規定による委任に基づき、通則法第六十四條第一項又は前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。

三 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

四 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第五章の章名を削る。

第二十五條の次に次の章名を付する。

第五章 罰則

第二十六條を次のように改める。

第二十六條 第十條の二の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五條 独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 役員及び職員（第八條―第十一條）」を「第二章 役員及び職員（第八條―第十條）」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 運営委員会

(運営委員会の設置及び権限)

第十一條の二 信用基金に、第十五條各号に規定する農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務並びに第十二條第二項に規定する農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務ごとに、運営委員会を置く。

二 前項に規定する業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、運営委員会の議を経なければならない。

一 業務方法書の変更

二 通則法第三十條第一項に規定する中期計画の作成又は変更

三 通則法第三十一條第一項に規定する年度計画の作成又は変更

三 運営委員会は、前項に規定するもののほか、第一項に規定する業務の運営に関し、理事長の諮問に応じ、重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

(運営委員会の組織)

第十一條の三 運営委員会は、運営委員十一人以内をもって組織する。

(運営委員)

第十一條の四 運営委員は、次に掲げる者（法人にあつては、その役員又は職員）のうちから、主務大臣が任命する。

一 政府以外の出資者（第十五條第二号に規定する林業信用保証業務に係る出資者にあつては、当該出資者が直接又は間接の構成員となつて法人を含む。）

二 当該運営委員会に係る第十一條の二第一項に規定する業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者

三 運営委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十條の二及び第十一條並びに通則法第二十一條第四項及び第二十三條第二項の規定は、運営委員について準用する。この場合において、同項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは、「主務大臣は」と読み替へるものとする。

第二十六條中「第十條の二」の下に「（第十一條の四第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三條第二項及び第三項、第十條第二項並びに第十七條の規定 公布の日

二 第三條及び第四條の規定（次号に掲げる改正規定を除く。） 公布の日から起算して二十日を経過した日

三 第四條中独立行政法人農林漁業信用基金法第二十條の次に一条を加える改正規定 平成二十七年十月一日

四 第五條の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(種苗管理センター等の解散等)

第二條 独立行政法人種苗管理センター（以下「種苗管理センター」という。）、国立研究開発法人農業生物資源研究所及び国立研究開発法人農業環境技術研究所（以下「種苗管理センター等」という。）は、この法律の施行の時に解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）が承継する。

二 この法律の施行の際現に種苗管理センター等が有する権利のうち、研究機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時に国が承継する。

三 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

四 種苗管理センターの平成二十八年三月三十一日に終わる事業年度及び中期目標の期間（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）以下「通則法」という。第二十九條第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。附則第九條第四項において同じ。）における業務の実績についての通則法第三十二條第一項の規定による評価は、研究機構が受けるものとする。この場合において、同条第二項の規定による報告書の提出及び公表は、研究機構が行うものとし、同条第四項前段の規定による通知及び同条第六項の規定による命令は研究機構に対してなされるものとする。

五 国立研究開発法人農業生物資源研究所及び国立研究開発法人農業環境技術研究所の平成二十八年三月三十一日に終わる事業年度及び中期目標の期間（通則法第三十五條の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間をいう。）における業務の実績についての通則法第三十五條の六第一項の規定による評価は、研究機構が受けるものとする。この場合において、同条第三項の規定による報告書の提出及び公表は、研究機構が行うものとし、同条第七項前段の規定による通知及び同条第九項の規定による命令は研究機構に対してなされるものとする。

六 種苗管理センター等の平成二十八年三月三十一日に終わる事業年度に係る通則法第三十八條及び第三十九條第一項の規定により財務諸表等に関し独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、研究機構が行うものとする。